

用語の説明

1. 転入(出)者=住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により届け出られた転入(出)者、及び、同法第8条の規定により職権で住民票に記載(消除)された転入(出)者。
2. 年間総移動量=年間における転入者総数と転出者総数の和。
3. 出生者=戸籍法(昭和22年法律第224号)第49条に基づく出生届により、住民票の作成または記載をしたもの。
4. 死亡者=出生と同様死亡届あるいは失跡宣告届により住民票を消除したもの。
5. 自然増加数=出生者-死亡者
6. 自然増加率=自然増加数÷年央人口(10月1日現在人口)×100
7. 出生率=出生者÷年央人口×100
8. 死亡率=死亡者÷年央人口×100
9. 社会増加数=転入者-転出者
10. 社会増加率=社会増加数÷年央人口×100
11. 転入率=転入者÷年央人口×100
12. 転出率=転出者÷年央人口×100
13. 移動率=移動量÷年央人口×100
14. 転入(出)超過数=転入者と転出者の差をいい
 転入超過数=転入者が転出者を上回るときの差
 転出超過数=転出者が転入者を上回るときの差
15. 人口増加数=自然増加数+社会増加数
16. 人口増加率=人口増加数÷年央人口×100
17. 性比=男の数÷女の数×100
18. 地域別=本県を行政ブロックとして下記のとおり4ブロックに分ける。
 県北地域——水戸市、日立市、那珂湊市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、東茨城郡、西茨城郡、那珂町、久慈郡、多賀郡
 鹿行〃——鹿島郡、行方郡
 県南〃——土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、取手市、稲敷郡、新治郡、筑波郡、北相馬郡
 県西〃——古河市、下館市、結城市、下妻市、水海道市、真壁郡、結城郡、猿島郡